

■ 灘本唯人イメージアーカイブ画像貸出利用料金表

[2018年8月1日改定]

* 著作物の利用に際し、次のような場合は、割引が適用されます。

※以下の金額には、著作権料と画像利用料が含まれます。

同一作品の再利用割引	同一作品を再利用（印刷物の再版、放送番組での再放送等）する場合には、再度申請してください。再利用は、初回利用より3か月以内の申込みとします。		
	2次利用	3次利用	4次利用以降
	初回の80%	初回の60%	初回の50%
同一作品を同一媒体で複数箇所利用割引	2箇所目	3箇所目	4箇所目以降
	初回の80%	初回の60%	初回の50%
	同一作品の全体図と部分図を同一見開き内に入れてある場合は、1点分とします。		
同一作品を複数媒体利用割引	2媒体目	3媒体目	4媒体目以降
	その利用料金の80%	その利用料金の60%	その利用料金の50%
	同時に申し込まれた複数媒体の範囲とします。高額の利用料金順に適用されます。		
同一媒体で同時に多数の作品利用割引	同一媒体に対し、同時に同一作家の10作品以上を利用した場合、1請求書案件に限り、適用されません。		
	利用料の90%		

単位：円

(1) 出版物その他の印刷物における利用

① 著作物が、絵画、版画、彫刻、その他の美術の著作物の場合は以下の規定に従って利用するものとします。

(以下、特に断りのない限り、作品1点あたり)

利用目的	使用サイズ	中面				表紙		
		A6以下	A5以下	A4以下	A3以下	表4	表1	表1～表4
書籍・雑誌 (1版・1箇所)	税込	16,500	19,250	22,000	27,500	27,500	33,000	35,750
	税抜	15,000	17,500	20,000	25,000	25,000	30,000	32,500
教材 (1版・1箇所)	税込	13,750	16,500	19,250	24,750	24,750	30,250	33,000
	税抜	12,500	15,000	17,500	22,500	22,500	27,500	30,000

利用目的		3段以下	7段以下	15段以下	30段以下
新聞記事 (地方紙・業界紙)	税込	22,000	27,500	38,500	55,000
	税抜	20,000	25,000	35,000	50,000
新聞記事 (全国紙)	税込	44,000	55,000	82,500	110,000
	税抜	40,000	50,000	75,000	100,000

* 1紙1回。画像サイズは長辺を基準とします。通信社から配信する場合は、全国紙扱いとします。

利用目的		卓上	壁掛 (1枚物)	壁掛 (枚数物)
カレンダー	税込	44,000	110,000	82,500
	税抜	40,000	100,000	75,000

利用目的	部数		中面 または 1枚物				表紙		
			A6以下	A5以下	A4以下	A3以下	表4	表1	表1～表4
パンフレット、カタログ、リーフレット、チラシ、会社案内、学校案内、DM、年賀状、挨拶状、事業報告書、PR誌、機関誌、社内報、フリーペーパー、メニュー、印刷見本、その他非売品の印刷物	～1,000	税込	13,750	16,500	19,250	22,000	22,000	30,250	33,000
		税抜	12,500	15,000	17,500	20,000	20,000	27,500	30,000
	～5,000	税込	16,500	19,250	22,000	24,750	24,750	33,000	44,000
		税抜	15,000	17,500	20,000	22,500	22,500	30,000	40,000
	～10,000	税込	19,250	22,000	24,750	27,500	27,500	44,000	55,000
		税抜	17,500	20,000	22,500	25,000	25,000	40,000	50,000
	～50,000	税込	22,000	24,750	27,500	30,250	30,250	55,000	66,000
		税抜	20,000	22,500	25,000	27,500	27,500	50,000	60,000
	～100,000	税込	24,750	27,500	30,250	33,000	33,000	66,000	77,000
		税抜	22,500	25,000	27,500	30,000	30,000	60,000	70,000
	～200,000	税込	27,500	30,250	33,000	44,000	44,000	77,000	88,000
		税抜	25,000	27,500	30,000	40,000	40,000	70,000	80,000

* 20万部を超えるものについては、20万部増ごとに3割増となります

利用目的	部数/サイズ		A5 以下	A4 以下	A3 以下	A2 以下	A1 以下	2 m ² 以下
ポスター、中吊広告、ノベルティ、パッケージ、CD/DVD/ビデオパッケージ、レーベル、紙袋、包装紙、封筒、カード、通帳、POP	～ 500	税込	16,500	22,000	33,000	44,000	66,000	99,000
		税抜	15,000	20,000	30,000	40,000	60,000	90,000
	～ 1,000	税込	22,000	33,000	44,000	66,000	99,000	132,000
		税抜	20,000	30,000	40,000	60,000	90,000	120,000
	～ 5,000	税込	33,000	44,000	66,000	99,000	132,000	176,000
		税抜	30,000	40,000	60,000	90,000	120,000	160,000
	～ 10,000	税込	44,000	66,000	99,000	132,000	176,000	220,000
		税抜	40,000	60,000	90,000	120,000	160,000	200,000
	～ 50,000	税込	66,000	99,000	132,000	176,000	220,000	275,000
		税抜	60,000	90,000	120,000	160,000	200,000	250,000
	～ 100,000	税込	99,000	132,000	176,000	220,000	275,000	330,000
		税抜	90,000	120,000	160,000	200,000	250,000	300,000
	～ 200,000	税込	132,000	176,000	220,000	275,000	330,000	385,000
		税抜	120,000	160,000	200,000	250,000	300,000	350,000

* 20 万部を超えるものについては、20 万部増ごとに 3 割増となります。

利用目的		3 段以下	7 段以下	15 段以下	30 段以下
新聞広告（地方紙・業界紙）	税込	44,000	55,000	82,500	110,000
	税抜	40,000	50,000	75,000	100,000
新聞広告（全国紙）	税込	88,000	110,000	165,000	220,000
	税抜	80,000	100,000	150,000	200,000

利用目的	部数		中面				表紙
			A6 以下	A5 以下	A4 以下	A3 以下	
雑誌広告（1 誌 1 回）	～ 1,000	税込	22,000	24,750	27,500	33,000	33,000
		税抜	20,000	22,500	25,000	30,000	30,000
	～ 5,000	税込	24,750	27,500	33,000	44,000	44,000
		税抜	22,500	25,000	30,000	40,000	40,000
	～ 10,000	税込	27,500	33,000	44,000	66,000	66,000
		税抜	25,000	30,000	40,000	60,000	60,000
	～ 50,000	税込	33,000	44,000	66,000	88,000	88,000
		税抜	30,000	40,000	60,000	80,000	80,000
	～ 100,000	税込	44,000	66,000	88,000	110,000	110,000
		税抜	40,000	60,000	80,000	100,000	100,000
	～ 200,000	税込	66,000	88,000	110,000	137,500	137,500
		税抜	60,000	80,000	100,000	125,000	125,000

* 20 万部を超えるものについては、20 万部増ごとに 3 割増となります。

利用目的		長辺 50cm 以下	1m 以下	2m 以下	4m 以下	4m 超
壁紙、パネル、看板、垂れ幕、カラーコルトン	税込	55,000	77,000	165,000	330,000	660,000
	税抜	50,000	70,000	150,000	300,000	600,000

②著作物が、言語の著作物の場合は以下の規定に従って利用するものとします。

a) 有償の出版物

1 冊の出版物に利用する場合：商品販売価格（税込）×発行部数 × 10%

出版物の一部に利用する場合：商品販売価格（税込）×発行部数 ×（使用ページ数 ÷ 本文総ページ数）× 5%

その他の利用については、別途協議の上、定めます。

b) 無償の出版物

原則として、22,000 円（税込）とします。

(2) 印刷物以外の記録媒体における利用

①著作物が、絵画、版画、彫刻、その他の美術の著作物の場合は以下の規定に従って利用するものとします。

利用目的	部数		
CD-ROM、DVD-ROM ビデオ	～ 1,000	税込	22,000
		税抜	20,000
	～ 2,000	税込	27,500
		税抜	25,000
	～ 5,000	税込	38,500
		税抜	35,000
	～ 10,000	税込	49,500
		税抜	45,000

②著作物が、言語の著作物の場合は以下の規定に従って利用するものとします。

a) 有償の媒体

1点の発行物に利用する場合 本体価格(税込) × 発行数 × 10%

発行物の一部に利用する場合：本体価格(税込) × 発行数 × (使用ページ数 ÷ 本文総ページ数) × 5%

その他の利用については、別途協議の上、定めます。

b) 無償の出版物

原則として、22,000円(税込)とします。

(3) 上映等による利用

利用目的		
ビデオ映像(テレビ番組等のビデオ上映・機内 上映等含む、但し広告を除く)	税込	27,500
	税抜	25,000
展示会、セミナー等映像	税込	27,500
	税抜	25,000
学会、美術展等映像	税込	19,250
	税抜	17,500
広告映像	税込	33,000
	税抜	30,000

*いずれも3ヶ月以内の上映とします。3ヶ月を超える場合は、3ヶ月増ごとに3割増となります。

(4) テレビ放送における利用

広告以外の利用

利用目的		
テレビ番組(1局1放送作品1点あたり)	税込	16,500
	税抜	15,000
テレビ番組のオンデマンド配信 (1年以内作品1点あたり)	税込	13,200
	税抜	12,000

*再放送の場合、最初の放送の日から10日以内に行われる場合には上記料金の30%とします。

*放送番組を他の放送事業者に提供し、放送させる場合の利用料は、提供価格の2%とします。なお、提供価格が2万円に満たない場合には、提供価格を2万円とみなして算出するものとします。

利用目的		1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	12ヶ月以内
CF(BS、CS、CATV、ローカル局のみの場合) (作品1点あたり、放送回数にかかわらず)	税込	82,500	99,000	132,000	165,000
	税抜	75,000	90,000	120,000	150,000
CF(全国ネット)(作品1点あたり、放送回数 にかかわらず)	税込	165,000	198,000	264,000	330,000
	税抜	150,000	180,000	240,000	300,000

(5) インターネット等コンピューター・ネットワークにおける利用

(ア) インターネット等で表示する場合（ダウンロードをさせない場合）

利用目的			1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	12ヶ月以内
インターネット、携帯サイト、イントラネット（作品1点あたり1箇所につき）	トップページ	税込	16,500	22,000	27,500	33,000
		税抜	15,000	20,000	25,000	30,000
	その他ページ	税込	13,200	17,600	22,000	26,400
		税抜	12,000	16,000	20,000	24,000

(イ) インターネット等で、ダウンロードをさせる方式で頒布する場合

利用目的			
予定ダウンロード数	～1,000	税込	44,000
		税抜	40,000
	～2,000	税込	55,000
		税抜	50,000
	～5,000	税込	66,000
		税抜	60,000
	～10,000	税込	88,000
		税抜	80,000
	～50,000	税込	132,000
		税抜	120,000
	～100,000	税込	198,000
		税抜	180,000
	～200,000	税込	264,000
		税抜	240,000

* 20万を超える場合は、20万ダウンロードごとに3割増とします。

* 毎月末から10営業日以内に、1作品あたりのダウンロード数を報告するものとし、予定の数量を超えた場合には、既に支払済みの料金との差額を支払うものとします。

(6) その他商品化等

① 著作物が、絵画、版画、彫刻、その他の美術の著作物の場合は以下の規定に従って利用するものとします。

販売商品	原則として、商品製造数×商品販売価格（税込）×10%
	最低保証料として、原則として11,000円（税込）を申し受けます。

* 商品製造の都度申込が必要です。

(7) 展覧会出品作品の展覧会広報媒体における利用

① 展覧会出品作品の画像を、展覧会広報媒体（ポスター（非売品）、チラシ、チケット、看板、案内状、プレスリリース、新聞・雑誌記事、展覧会紹介TV番組・CF、展覧会または展示会場のWEBサイト等をいう）に利用する場合の料金は、無償とします。

- a) 但し、利用にあたっては、指定の表示を付すものとします。
- b) いずれの場合にも、利用規約に従って見本をご提出ください。

② 前号に指定する以外の媒体（展覧会図録、ミュージアムグッズ、館内放映用映像番組、展示パネル、公式ガイドブック、カレンダー（販売品、非売品を問わず）への利用は、第（1）号から第（6）号の定めに従うものとします。

利用許諾規約

(目的)

第1条 この規約は、株式会社DNPアートコミュニケーションズ（以下「当社」といいます）が、著作権者と取り交わした契約に基づき第三者に利用許諾をする権利を有する著作物について、その利用方法及び利用料の額等の諸条件を定めることを目的とします。

(利用方法)

第2条 この規約において、当社が、著作物の利用を希望する第三者（以下「利用者」といいます）に許諾をする著作物の利用方法は、次の区分によるものとします。

（1）出版物その他の印刷物における利用

著作物を、書籍、雑誌、新聞その他の出版物、もしくはカタログ、カレンダー、ポスター、パンフレットその他の印刷物として複製し、その複製物を譲渡すること。

（2）印刷物以外の記録媒体における利用

著作物を、CD-ROM、DVD、ビデオカセットその他の記録媒体に複製し、その複製物を譲渡すること。

（3）上映等による利用

著作物を、CD-ROM、DVD、ビデオカセットその他の記録媒体に複製して公に上映すること。

（4）テレビ放送における利用

著作物を、地上波放送、衛星放送、ケーブルテレビその他テレビ放送の方法により公衆送信すること。（オンデマンド配信など、テレビ放送の番組をインターネット等コンピューター・ネットワーク等により配信することを含む）

（5）インターネット等コンピューター・ネットワークにおける利用

著作物を、コンピューターで読み取り可能な形式で複製し、放送もしくは有線放送に該当するもの以外の方法で公衆送信（送信可能化することを含む）すること。

（6）その他商品化等

前各項以外の媒体上に複製し、その複製物を譲渡すること。

（7）展覧会出品作品の展覧会広報媒体における利用

展覧会出品作品にかかわる著作物を、展覧会広報媒体（ポスター（非売品）、チラシ、チケット、看板、案内状、プレスリリース、新聞・雑誌記事、展覧会紹介 TV 番組・CF、展覧会または展覧会場の WEB サイト等をいう）に複製し、その複製物を、譲渡、展示、公衆送信等すること。

(利用料)

第3条 著作物の利用に関する利用許諾料は、著作物1点あたり1社・1種・1号・1版・1番組・1局1放送・1回・1箇所につき上記の区分毎に利用料金表に定めた金額とします。なお、特に表示のない限り別途消費税等を加算するものとします。

(クレジット表示)

第4条 利用にあたっては、下記のいずれかの表示を付すものとします。

灘本 唯人アーカイブ 制作年 / licensedbyDNPartcom

または

NadamotoTadahito Archives, 制作年 / licensedbyDNPartcom

(利用様態の承認)

- 第5条 利用者は利用様態が確認できるものを、利用申込時（企画書や利用方法が明確にわかるもの）、校正時（校正刷り、完成品と同等のダミーもしくはそれに相当するもの）、それぞれの時点で当社へ提出し、承認をとるものとします。それぞれの時点での当社の承認を経ないで、進行してはなりません。
2. 完成見本は当社へ2部を無償で提出するものとします。インターネット等コンピューター・ネットワークにおける利用等については利用様態が明確にわかる見本とします。
 3. 利用者は、当社の書面による承諾を得ない限り、部分利用や改変（トリミング・文字載せなどを含む）・翻案等をしてはならないものとします。
 4. 当社は、利用者の利用目的または利用様態が不適切と当社が判断した場合、著作物の利用を許諾しないことがあります。

(許諾の取り消し)

- 第6条 当社は、利用者もしくは、著作物の利用が次の各項のいずれかに該当する場合は、利用許諾の取り消しを行うことがあります。
- (1) 当社が指定する期日までに、第3条に基づく利用許諾料の支払いがなされなかった場合
 - (2) 利用様態が不適切と当社が判断した場合（複製状態、品質が不適切な場合を含みます）
 - (3) 利用許諾時と利用条件、利用様態が異なる場合
 - (4) 利用様態を確認できるものまたは第5条第2項の見本を当社に提出しなかった場合
2. 前項に基づき、利用許諾が取り消された場合、利用者は理由のいかんを問わず、直ちに制作を中止し、また完成した場合は完成物の全てを破棄しなければなりません。既に頒布もしくは配布した場合は、回収しなければなりません。それらに伴う負担は利用者がすべて負います。

(規約外の利用)

- 第7条 この規約に定める利用方法以外の方法により著作物を利用することを望む場合には、その利用方法、利用料その他の利用条件等を別途協議の上取り決めるものとします。

以上